

兵庫県公報

平成26年11月28日 金曜日 第 2650 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 公印の廃止及び新調（文書課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	4
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	5
○ 同 上（同）	6
企業庁管理規程	
○ 公の施設の指定管理者の指定等に関する条例施行規程	7

告 示

兵庫県告示第1055号

1 に掲げる公印を平成26年11月30日限り廃止し、2 に掲げる公印を新調し、平成26年12月1日からその使用を開始する。

平成26年11月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 廃止公印の名称及び印影



兵庫県動物愛護センター
所長印（豊岡健康福祉事
務所）

2 新調公印の名称及び印影



兵庫県告示第1056号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

相生池土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 佐 俊 之	加古郡稲美町野谷43番地の1
同	藤 原 芳 成	同 郡同 町野谷10番地の1
同	植 田 浩 市	同 郡同 町野谷482番地の1
同	船 岡 進	同 郡同 町野谷2番地の3
同	田 中 良 弘	同 郡同 町野谷609番地の1
同	船 岡 秀 充	同 郡同 町野谷619番地の53
同	萩 原 勤 一	同 郡同 町野谷30番地の3
同	大 山 賢 二	同 郡同 町野谷392番地の1
同	大 山 昌 巳	同 郡同 町野谷383番地の10
同	藤 本 雅 俊	同 郡同 町野谷361番地
同	小 西 光 博	同 郡同 町野寺20番地の1
監 事	藤 本 薫	同 郡同 町野谷523番地の2
同	魚 住 勝	同 郡同 町野谷276番地の1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 佐 俊 之	加古郡稲美町野谷43番地の1
同	藤 原 芳 成	同 郡同 町野谷10番地の1
同	植 田 浩 市	同 郡同 町野谷482番地の1
同	船 岡 進	同 郡同 町野谷2番地の3
同	田 中 良 弘	同 郡同 町野谷609番地の1
同	船 岡 秀 充	同 郡同 町野谷619番地の53
同	萩 原 勤 一	同 郡同 町野谷30番地の3
同	大 山 昌 巳	同 郡同 町野谷383番地の10
同	大 山 正 継	同 郡同 町野谷413番地の2
同	藤 本 雅 俊	同 郡同 町野谷361番地
同	大 村 利 之	同 郡同 町野谷250番地の3
監 事	藤 田 高 明	同 郡同 町草谷925番地
同	魚 住 昌 宏	同 郡同 町野谷533番地の5



兵庫県告示第1057号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成26年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域
朝来市生野町真弓字道順山373番70の一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第1058号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量 62点）
- 2 作業期間
平成26年11月14日から平成27年2月27日まで
- 3 作業地域
尼崎市武庫元町1丁目



兵庫県告示第1059号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量 42点）
- 2 作業期間
平成25年12月26日から平成26年10月30日まで
- 3 作業地域
尼崎市武庫町



兵庫県告示第1060号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加西市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間
平成26年2月3日から同年3月20日まで
- 3 作業地域
加西市の一部



兵庫県告示第1061号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大和ハウス工業株式会社から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成26年4月1日から同年10月15日まで
- 3 作業地域
三田市上内神



兵庫県告示第1062号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年11月28日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年11月28日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 小 野 藍 本 線	三田市藍本字笛地4047番7から 同 市藍本字笛地4046番5まで	旧	4.0から 15.0まで	99.0	
	三田市藍本字笛地4047番9から 同 市藍本字笛地4046番1まで	新	9.0から 37.0まで	106.0	



兵庫県告示第1063号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成26年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 株式会社ユニバーサル
代表者の氏名 畑 野 未 来
住所 岡山市中区浜1丁目2番5号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 (仮称) 姫路駅前ユニバーサルホテル
所在地 姫路市南畝町1丁目24番、25番、26番
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

- 縦覧期間 平成26年11月28日から同年12月11日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
提出期間 平成26年11月28日から同年12月11日まで
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成26年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゴダイドラッグ町田店
所在地 姫路市町田4-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 ゴダイ株式会社
住所 姫路市綿町104番地スクエアビル2F
代表者の氏名 浦 上 晃 之
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 ゴダイ株式会社
住所 姫路市綿町104番地スクエアビル2F
代表者の氏名 浦 上 晃 之
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年7月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,277平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
50台
 - (2) 駐輪場の収容台数
37台
 - (3) 荷さばき施設の面積
40平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
12立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
ゴダイ株式会社	午前7時	翌午前0時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から翌午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口3箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ナガタ薬品	午前9時	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
入口1箇所、出口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時から午後9時30分まで
- 8 届出年月日
平成26年11月17日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成26年11月28日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
平成27年3月30日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

企業庁管理規程

公の施設の指定管理者の指定等に関する条例施行規程をここに公布する。

平成26年11月28日

兵庫県公営企業管理者 荒木 一 聡

兵庫県企業庁管理規程第5号

公の施設の指定管理者の指定等に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（平成16年兵庫県条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第2条の規定により指定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を公営企業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 管理を行おうとする公の施設の名称

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他経営内容を明らかにする書類
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で管理を行おうとする公の施設の管理の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したものの
- (4) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (5) 管理を行おうとする公の施設の管理の業務を行う組織に関する事項を記載した書類
- (6) 管理を行おうとする公の施設の管理の業務の実施に関する計画を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の種類及び概要を記載した書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(変更の届出等)

第3条 指定管理者は、その名称、住所又は代表者を変更したときは、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

2 指定管理者は、前条第2項第6号の計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、管理者の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。